

法務省検討会による声の権利保護明記の深層分析

Executive Summary

2026年7月27日、法務省の「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」第5回が開催され、資料16として「取りまとめ報告書（案）—生成AIによるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針—（仮題）」が示された。法務省の会議ページ上では、第5回議事要旨は「準備中」とされており、現時点で確認できる一次資料の中心は、この報告書案、第1～第3回の議事要旨、各回の配布資料、ヒアリング資料である。検討会の開催趣旨自体が、生成AIの普及に伴う「肖像、声等の無断利用」の深刻化を受け、不法行為法の解釈適用を整理することにある点も、法務省が公式に明示している。¹

今回の報告書案の核心は、従来、明文の法律や確立判例が乏しかった「声」について、少なくとも民事法上は、肖像と同様にパブリシティ権および人格的利益に基づく保護対象になり得ると整理した点にある。NHKは、法務省有識者検討会が「パブリシティ権」が肖像と同様に声についても認められるとした報告書案を大筋でまとめたと報じ、テレビ朝日も、27日の会合で「声」にもパブリシティー権が認められるとした指針案が大筋了承されたと伝えている。²

ただし、法的に重要なのは、これは新たな立法そのものではなく、「現行法の解釈指針」を整理する報告書案であるという点である。したがって、ただちに独立の「声権法」が成立したわけではない。一方で、裁判所・プラットフォーム・削除請求実務・契約実務に対しては、現行民法上の不法行為、差止め・削除請求の可否、共同不法行為、サービス提供者責任の判断に関する予見可能性を高める効果が見込まれる。³

技術面では、現在の音声ディープフェイクは、数秒から数十秒程度の参照音声からでも話者表現を抽出するゼロショットTTSや、既存音声の内容を保ったまま話者性だけを変えるボイスコンバージョンによって、低コスト・大規模に生成可能になっている。他方、検出技術は進歩しているが、NISTは合成音声検出性能が手法・評価データ・前処理により大きく変動すると指摘しており、ASVspoof 5も多様環境・敵対的攻撃を含む評価へと進んでいる。つまり、技術的対策だけで問題を解決することは難しく、法的ルール、プラットフォーム運用、証拠保全、来歴情報の付与を組み合わせた多層対策が不可欠である。⁴

本報告の結論は次のとおりである。短期的には、法務省報告書の正式公表と標準的な削除・証拠保全フローの整備を急ぐべきである。中期的には、プラットフォーム・生成AIサービス提供者に対する通知対応、ログ保存、再発防止措置を制度化することが望ましい。長期的には、「声・肖像・氏名」を含むデジタル人格レプリカに関する包括的かつ限定的な立法を検討すべきだが、その際は物まね・パロディ・批評・報道・研究利用への明確な例外を設け、表現の自由を過度に萎縮させない設計が必須である。報告書案自体も、物まねや声まねについて、本人を示すものとして誤解されるのでない限り侵害とは解されない、とする方向を示しており、この均衡感覚は維持されるべきである。⁵

事実確認と一次資料の整理

法務省の公式情報として確認できる最重要ファクトは、まず検討会の設置趣旨である。法務省は、生成AIの普及等により「肖像、声等の無断利用の事案が深刻化している」との指摘を踏まえ、パブリシティ権等の侵害に関する不法行為法の解釈適用を検討するため、本検討会を設置したと説明している。第5回会合は2026年7月27日に開催され、資料16として「取りまとめ報告書（案）」が掲載されている一方、議事要旨は「準備中」である。第4回（7月13日）も、報告書案の審議回でありつつ議事要旨は準備中で、現時点で本文確認できる議事要旨は第1～第3回までである。⁶

報告書案の正式名称は「取りまとめ報告書（案）—生成AIによるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針—（仮題）」であり、法務省が整理しようとしているのが新法ではなく「解釈指針」であることを示している。加えて、7月14日の法務大臣閣議後記者会見では、第4回会議後の状況として、「早ければ8月中の公表を目標として、報告書の取りまとめに向けた議論が行われています」と政府側が説明していた。したがって、7月27日の段階は、報告書案のほぼ最終化局面に当たる。⁷

また、検討過程の特徴として、第2回会合では「声優の被害状況と声の保護に必要な対策」と題するヒアリング資料が提出されている。この資料は、声優団体側の問題意識として、声の無断AI学習、酷似音声の大量生成・拡散・収益化、開発者・サービス提供者・投稿者のいずれにも十分な抑止が及びにくい現行法の限界を整理しており、今回の報告書案が実務上の被害状況を背景にしていることを示す。⁸

同日付前後の主要報道として、確認できた媒体を整理すると次のとおりである。NHKとテレビ朝日は第5回会合後の内容を報じており、毎日・読売・共同通信は第4回段階の報告書原案の時点で主要論点を先行報道している。なお、朝日新聞本文はこの調査環境では直接確認できず、**未確認**である。

区分	媒体	確認できた日付	確認できた要点	出典
公式	法務省	2026-07-27	第5回会合開催、資料16として取りまとめ報告書（案）掲載、第5回議事要旨は準備中	⁹
公式	法務省	2026-07-14会見要旨	早ければ8月中の公表を目標に報告書を取りまとめる旨	¹⁰
報道	NHK	2026-07-27/28	声についてもパブリシティ権が認められるなどとした報告書案を大筋取りまとめ	¹¹
報道	テレビ朝日	2026-07-28	27日の会合で「声」にもパブリシティー権が認められるとした指針案を大筋了承、物まねは誤認なければ侵害に当たらないと報道	¹²
報道	毎日新聞	2026-07-13	声は権利保護対象になり得る、AIで無断利用は違法との指針原案を提示と報道	¹³
報道	読売新聞	2026-07-13	指針案で、声は「個人の人格の象徴」でありパブリシティ権による保護対象になると報道	¹⁴
報道	共同通信	2026-07-16	声も肖像と同様に「みだりに利用されない権利」やパブリシティー権の保護対象になると報道	¹⁵

この一次資料群から言えることは、7月27日の検討会で「新立法」が突然出てきたのではなく、4月設置、5月ヒアリング、6月想定事例検討、7月報告書案審議という積み上げの末に、**現行法上の民事責任を“声”まで明示的に整理する**方向が固まった、ということである。これが「法務省が声の権利を明記した」という報道の正確な意味である。¹⁶

検討会文言の原文引用と読解

報告書案の文言として最も重要なのは、まず、**声もパブリシティ権の客体たり得る**という整理である。報告書案PDFの検索スニペットは、次のように記している。

「肖像の場合と同様に、声に関するパブリシティ権侵害に当たるというためには、本人の『声』が使用されたといえることが必要である」¹⁷

この文言の意味は二重である。第一に、法務省は「声」それ自体を、少なくとも一定の場合には、ピンク・レディー事件最高裁判決のいう「肖像等」に準じて扱いうると整理している。第二に、侵害成立には、単に“似た感じの声”で足りるのではなく、法的には「本人の声が使用されたといえる」程度の同一性・類似性が必要だという歯止めも同時に書き込んでいる。つまり、保護範囲を広げつつ、過剰な保護に傾かないよう要件化している。 18

次に重要なのが、**パブリシティ権とは別の人格的利益としての保護**である。報告書案は、声をみだりに利用されない権利の侵害について、次のように示唆している。

「性質を踏まえ、本人の社会的地位・活動内容、声の利用の目的・態様・必要性等の各要素を総合考慮し、本人の声をみだりに利用されない権利の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるか否かという観点から侵害の有無を判断していくことが考えられる」 19

これは、顧客吸引力のある著名人だけを救済対象にするパブリシティ権とは別に、人格的利益の侵害としても違法性を検討する枠組みを明示したものと読める。とくに、政治的意見の代弁、わいせつな発言、名誉・信用を傷つける偽音声などは、商業的利用ではなくても人格的侵害を生じ得るため、この文言は実務上きわめて重要である。第2回ヒアリング資料でも、音声AIが本人の思想と異なる政治的思想を表明させる危険性が具体的に指摘されていた。 20

さらに、表現の自由との均衡を示す象徴的な文言として、物まね・声まねに関する例外的整理がある。

「物まねや声まねは、本人((まねされた者))を示すものとして誤解されるような場合でない限り、本人のパブリシティ権を侵害するものとは解されない。」 21

この一文はきわめて重要である。法務省報告書案が保護しようとしているのは、すべての“似せる行為”ではなく、**本人性の乗っ取り**や**顧客吸引力のただ乗り**、あるいは**人格的利益の侵害**に当たる利用である。テレビ朝日も同趣旨を報じており、本人と誤解させない芸としての物まねは、少なくとも直ちに違法にはならない方向が確認できる。これは表現の自由・芸能文化・パロディへの配慮として評価できる。 22

報告書案はまた、AIモデル・サービス提供者の責任についても、単純に免責していない。検討資料やヒアリング資料には、「モデルやサービスそれ自体は肖像等に該当しないため提供行為は原則としてパブリシティ権侵害に当たらない」としつつも、一定の場合には提供行為そのものが侵害と評価される可能性や、共同不法行為責任が問題となることが示されている。つまり、法務省の整理は「悪いのは投稿者だけ」という構図ではない。 23

総じて、文言の読み方としては、報告書案は「声に対する絶対権」を創設したのではなく、現行不法行為法の枠内で、**経済的保護としてのパブリシティ権と人格的保護としての“みだりに利用されない権利”**の二本立てを整理し、そこに**誤認がない物まねの自由**という例外を伴わせた、と理解するのが最も正確である。 24

法的意義と現行法との関係

日本の現行法体系において、今回の報告書案が依拠している支点は、第一に一般不法行為法、第二に人格権・肖像権・パブリシティ権の判例法理である。とくに最高裁のピンク・レディー事件判決は、「人の氏名、肖像等は、個人の人格の象徴」であり、「顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）」は人格権に由来する権利の一内容を構成すると判示し、さらに、侵害類型として①独立した鑑賞対象となる商品として使用、②商品の差別化目的で付す、③広告として使用、の三類型を示した。報告書案はこの最高裁判法理を声へ拡張しようとするものである。 25

一方で、パブリシティ権だけでは救えない事案がある。ピンク・レディー判決の枠組みは、あくまで「専ら顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」に限定的に違法性を肯定するため、政治的な偽音声、人格攻

撃的な偽音声、私的領域に深く踏み込む音声ディープフェイクは、商業利用が前面に出ない限り取りこぼしうる。そのため法務省は、肖像に関する従来の人格的利益保護の考え方を声にも広げ、「みだりに利用されない権利」という別軸を明示した。これは、著名人保護だけでなく、一般人の人格的利益保護へも理論上の足場を提供する。 26

この点で、肖像権との関係は重要である。法務省の検討資料は、最高裁が肖像について「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益」を認めた判例を整理し、その総合考慮基準を紹介している。今回の報告書案は、その“肖像に関する人格的保护”を、声という非視覚的・可塑的对象に応用しようとするものだとして理解できる。したがって、今回の「声の権利」は、法技術上は独立の新類型というより、**肖像等保護法理の音声版明確化**という性格が強い。 27

現行法との関係を整理すると、次のようになる。

法領域	現行制度で保護できる対象・場面	今回の報告書案との関係	主な限界	出典
不法行為法・パブリシティ権	氏名・肖像等の顧客吸引力の無断利用。最高裁は三類型を提示	「肖像等」に声を含める解釈を明示し、音声AIの収益化投稿等へ適用可能性を整理	「専ら」顧客吸引力利用という要件が厳しく、非商業的だが有害な偽音声を取りこぼしうる	25
肖像権・人格的利益	みだりに撮影・公表されない人格的利益。総合考慮で違法性判断	声についても「みだりに利用されない権利」を整理し、人格侵害型の偽音声に対応	明文法ではなく、裁判上の予見可能性が十分でない	26
個人情報保護法	録音自体は通常、単独では個人情報に当たらないが、話者認証用に変換した音声特徴量は個人識別符号となり得る	声そのものの人格権侵害と、声紋データの個人情報保護は別問題として並立	単なる“似せ声”生成の多くは、個人識別符号処理に直結しない場合がある	28
著作権法・著作隣接権	実演家には実演家人格権・録音権等がある	「実演」を保護する法であり、声という人格的同一性そのものの無断模倣を直接・全面的に保護する仕組みではない	本人そっくりの新規合成音声や、既存実演の複製等に当たらない場合、保護が及びにくい	29
刑法	詐欺、脅迫、名誉毀損、侮辱など、利用態様が別個の犯罪を構成する場合に適用	生成音声それ自体を罰する一般的犯罪類型はなく、用途依存	声の無断生成・学習・公開自体を直截に処罰する一般条項はない	30
不正競争防止法	経産省は、現行不競法上、俳優・声優等の肖像や声の利用に関し保護が限定的と整理	競争秩序法だけでは足りず、民事不法行為法で補う必要があるという流れを補強	周知・著名表示性や事業者間不正競争の要件が、AI音声被害に必ずしも適合しない	31

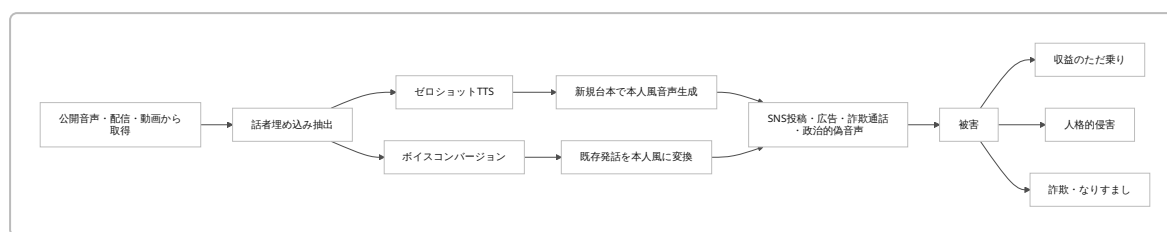
改正の必要性について言えば、**短期的には必須ではないが、中長期的には高い**、というのが妥当な評価である。短期的には、報告書案が現行法解釈をかなり明示したため、削除請求・差止め・損害賠償・共同不法行為の議論は相当程度前進する。しかし、それでもなお、裁判所を直接拘束する法律ではなく、削除対応や口

グ保全をサービス提供者に義務づける条文もない。したがって、実務上の抑止力・迅速性・大量被害への対応を考えると、将来的な明文立法の検討余地は大きい。 32

最も現実的な法的含意は、「違法性の認定可能性」が上がることで、プラットフォーム対応が変わり得る点である。報告書案には、パブリシティ権侵害や人格的利益侵害が認められる場合には削除が認められ得ることも示唆されている。従来は「声には権利があるのか不明」として削除が滞る余地があったが、今後は“少なくとも法務省は違法になり得ると整理している”という交渉カードが生まれる。これは法律改正前でも実務インパクトが大きい。 33

技術的側面と実効的対策

音声ディープフェイクの中心技術は、大きく分けて三つある。第一は、テキストを入力すると、参照音声の話者性をまとった新規音声を生成するゼロショットTTSである。Googleの2018年研究は、数秒の参照音声から話者埋め込みを抽出し、Tacotron 2系の合成器とWaveNet系ボコーダで未学習話者の声を合成できる枠組みを示した。第二は、ボイスコンバージョンであり、AutoVCのように入力音声の内容は維持しつつ、話者スタイルだけを別人へ転写する。第三は、多言語・少量サンプル適応で、YourTTSのように1分未満の音声微調整で高い類似度を実現する方向である。つまり、今日の問題は「長時間収録がないと作れない」段階を既に過ぎていて、 34



この技術進歩の帰結として、法務省検討会が問題視した「声優Xの声を合成し、SNS動画を収益化する」「本人の思想と異なる政治的発言をさせる」といった事例は、現在の技術水準では十分に現実的である。しかも、単体の音声ファイルだけでなく、画像生成・動画生成と組み合わせれば、音声ディープフェイクは映像ディープフェイクよりも低いコストで強い真実味を与えることが多い。NISTも、合成コンテンツのリスクとして、危害・詐欺・誤情報・信頼毀損を強調している。 35

では、技術的対策はどこまで実効的か。NISTは、合成コンテンツ対策を、概ね①来歴情報・メタデータ・ウォーターマーク等の **provenance data tracking / detection**、②内容そのものの統計的・機械学習の特徴から判定する **automated detection**、③周辺文脈や行動履歴を用いる **contextual approaches** に整理している。また、NISTは、**synthetic audio detection performance varies** と明示しており、検出性能は手法、評価データ、前処理条件で大きく変わる。つまり、検出器は万能な“真偽判定機”ではない。 36

研究コミュニティのASVspoofシリーズは、この限界を裏づける。2024年のASVspoof 5は、従来よりはるかに多い話者、雑音環境、クラウドソース収集音声、さらには敵対的攻撃を取り込んだ評価設計へ進み、現実環境での頑健性の問題を前面化した。これは裏を返せば、従来ベンチマークで高精度でも、現場環境では崩れる検出器が少なくないことを示唆している。 37

したがって、実効的対策は単独技術ではなく、以下のような多層防御として構成するほかない。第一に、生成ツール側での本人確認、声主同意記録、危険プロンプト制限、出力レート制御を行う。第二に、出力に対してウォーターマークや来歴情報を付与する。第三に、配信・SNS側で検出器、通報の優先審査、再発アカウント制裁、証拠保全を行う。第四に、被害者側には迅速な削除請求・発信者情報開示・仮処分・刑事通報の導線を与える。NISTは来歴・ラベリング・検出・予防・監査を一体として論じ、C2PAは音声を含むデジタルコンテンツの来歴メタデータ標準を提供している。もっとも、C2PAやContent Credentialsは“採用された

正規経路”の透明化には有効でも、悪意ある生成者がそもそも署名しなければ機能しないという限界がある。

38

結局のところ、技術的観点からみた本件の政策含意は明確である。「検出できるから規制不要」ではなく、「検出が不完全だからこそ、法・契約・運用・来歴管理を組み合わせる必要がある」ということである。法務省の今回の整理は、まさにその法的レイヤを埋める作業として理解するのが適切である。

39

類似事例と判例の時系列整理

国内外の類似判例・被害例・政策対応を時系列で並べると、今回の法務省報告書案が「突然の反応」ではなく、音声の人格性・商業的価値・詐欺リスク・民主主義リスクが積み上がった結果であることが分かる。

時点	国・地域	事例・判例	位置づけ	出典
1988	米国	Midler v. Ford Motor Co.	著名歌手の特徴的声を模したCMをめぐる、声の商業的無断利用を問題化した代表例。「声」はアイデンティティの一部であり得るという比較法上の重要先例	40
2012	日本	ピンク・レディー事件 最高裁判決	パブリシティ権を最高裁が明示し、三類型と「専ら顧客吸引力利用」基準を示した。今回の法務省整理の出発点	41
2024-02	米国	FCCがAI生成音声ロボコールを違法化	ディープフェイク音声の危険が、人格権だけでなく選挙・詐欺規制の問題でもあることを公的に明確化	42
2024-05	米国	ニューハンプシャー州、AIバイデン音声ロボコール事件で起訴	AI音声が投票抑圧目的のなりすましに使われた具体例。音声ディープフェイクの公共的危険を示す	43
2024-03/07	米国テネシー州	ELVIS Act 成立・施行	声・画像・肖像を含む立法的保護の先行例。州レベルでAI音声模倣に明示対応	44
2024-05	米国	スカーレット・ヨハンソンがOpenAIの合成音声に抗議	訴訟判例ではないが、「本人が拒絶した声質に酷似するAI音声」が社会問題化した象徴例	45
2025-03	日本	経産省「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不競法の考え方」公表	不正競争防止法だけでは限界があり、別建ての整理が必要との政策的前提を形成	46
2025-11提訴 / 2026-05報道	日本	津田健次郎氏がTikTok運営会社に動画削除を求め提訴	日本で音声AI無断利用をめぐる代表的係争例。少なくとも188本の動画投稿、月50万～75万円程度の収益と報じられ、実務上の切迫感を示す	47
2026-04～07	日本	法務省検討会の開催と報告書案提示	ヒアリング、想定事例、報告書案審議を経て、「声」保護の解釈指針を形成	48

日本国内の被害像として特に注目すべきは、法務省ヒアリング資料と津田健次郎氏の件が、いずれも「声の無断模倣が**大量投稿・収益化**と結びついている」ことを示している点である。これは単なる人格侵害ではなく、クリエイター経済の成果物・営業資産・ブランド管理を侵食する問題でもある。既存の肖像権・著作権・パブリシティ権・不競法の隙間に落ちる部分が大きかったため、法務省報告書案はその隙間を“解釈で塞ぐ”意味を持つ。⁴⁹

比較法上は、米国の動きは二方向に分かれている。ひとつは Midler や ELVIS Act のような**人格・財産価値保護**、もうひとつは FCC や NH州事件のような**詐欺・選挙・消費者保護**である。日本でも、今回の法務省整理は前者に属するが、将来的には後者、すなわち行政規制や通信・選挙・消費者保護法制との接続が避けられない。⁵⁰

利害関係者、政策選択肢、推奨案

この問題の利害関係者は、声優・俳優・歌手などの著名人に限られない。報告書案やヒアリング資料が前景化するの**はエンタメ分野の被害だが**、音声ディープフェイクの危険は、一般人のなりすまし詐欺、選挙妨害、虚偽告白音声、学校・職場・家庭内の人格侵害にも広がる。個人情報保護委員会も、話者認証用に変換された音声特徴量が個人識別符号に当たり得ると明示しており、声が「ただの音」ではなく**個人性と結びつく重大なデータ**であることを示している。⁵¹

被害者保護の観点から最も重要なのは、速さと量への対応である。裁判で最終的に勝てるかどうかとは別に、実務では、数百本単位で再投稿される動画、拡散後に消しても残る二次被害、本人確認の困難な海外サービス、といった問題が先に来る。したがって、被害者側が求めるのは抽象的な権利宣言だけでなく、削除、再投稿防止、ログ保存、発信者情報開示、仮処分に接続しやすい基準である。法務省報告書案が「共同不法行為責任」や「サービス提供行為等」に触れているのは、この実務上の要請を反映している。⁵²

他方で、表現の自由・文化実践との衝突は現実にある。物まね芸、声色の研究、風刺、パロディ、ドキュメンタリー、批評的引用まで広く禁止すれば、文化活動や言論活動は不当に萎縮する。そのため、法務省報告書案が「本人を示すものとして誤解されるような場合でない限り」物まねや声まねを違法視しない方向を示したことは、極めて重要な安全弁である。米国の NO FAKES Act をめぐっても、支持とともに、過度な削除圧力やネット検閲への懸念が表明されている。日本でも、この論点は避けて通れない。⁵³

産業界への影響も二層に分かれる。第一に、エンタメ・広告・ゲーム・配信業界では、ライセンス済み音声利用市場の整備が進む可能性がある。第二に、汎用生成AI事業者、TTS事業者、プラットフォーム事業者には、同意管理・危険用途管理・苦情処理・監査コストが増す。もっとも、米国テネシー州 ELVIS Act や FCC の動きを見ても、規制の方向はすでにゼロ規制ではなく、**限定的責任ルールと例外付き保護の組み合わせ**に向かっている。日本でも同様の設計が現実的である。⁵⁴

以上を踏まえ、政策・立法の選択肢を短期・中期・長期に分けて評価すると、次のようになる。

期間	選択肢	期待効果	主なリスク	評価
短期	法務省報告書の正式公表、裁判実務・削除実務向けQ&A整備、標準通知書式・証拠保全要請書式の整備	現行法の予見可能性向上、プラットフォーム対応の迅速化	法的拘束力が弱く、悪質事業者には限界	最優先 。現行法で直ちに実行可能。 ⁵⁵
短期	C2PA/Content Credentials、生成側ウォーターマーク、来歴情報の実証導入	正規生成物の透明化、誤情報対策の補助	非採用経路には無力、除去・非付与の問題	併用推奨 。単独では不十分。 ⁵⁶

期間	選択肢	期待効果	主なリスク	評価
中期	プラットフォーム・生成AI事業者に対する通知対応、ログ保存、再発防止、説明義務の制度化	大量被害への実効性向上、証拠確保	過剰な監視・過剰削除の懸念	有力 。手続保障を丁寧に設計すべき。 57
中期	「デジタル人格レプリカ」型の限定立法を検討し、声・肖像・氏名を包括	明文化による安定性、国際比較上の見直し改善	定義が広すぎるとパロディ・研究・報道が萎縮	条件付き推奨 。例外規定が核心。 58
長期	刑事罰の新設まで含む包括規制	強い抑止	表現の自由侵害、構成要件の不明確性、過剰犯罪化	慎重 。まずは民事・行政・プラットフォーム法制から着手すべき。 59

私の推奨案は、**三段階・四層モデル**である。

第一段階として、法務省は8月の正式報告書公表時に、削除請求、仮処分、共同不法行為、AIモデル提供者の関与評価、物まね例外の判断要素を具体化した実務Q&Aを併せて出すべきである。

第二段階として、総務・経産・個人情報保護委員会・文化庁と連携し、プラットフォーム／生成AI事業者向けのソフトローを策定するべきである。

第三段階として、実務運用を見た上で、必要なら「無断デジタル人格レプリカ」に関する限定立法へ進むべきである。

そしてこの三段階を貫く第四層として、C2PA等の来歴管理、検出器、利用者教育、金融・選挙・消費者保護分野との接続を進めるべきである。
60

この推奨案の理由は、法と技術の双方の不確実性にある。報告書案だけでも“今すぐできること”は多いが、検出技術は不完全で、立法は過剰になりやすい。ゆえに、最初から広汎な刑事規制に飛ぶより、**解釈の明確化 → 手続的実効性の付与 → 限定的明文立法**という順序が、被害者保護・表現の自由・産業発展の均衡を最も取りやすい。
61

不明点と追加確認事項

- 法務省第5回および第4回の議事要旨本文は、**2026年7月28日時点で「準備中」**であり、委員発言の詳細なニュアンスは一次資料でまだ確定できない。
62
- 「取りまとめ報告書」は現時点で**報告書案**であり、正式公表版では文言修正が入る可能性がある。法務大臣会見では、早ければ8月中の公表が目標とされていた。
63
- 朝日新聞の同日付記事本文は、この調査環境では**未確認**である。必要なら、朝日紙面・データベース・有料会員環境での再確認が望ましい。
- 民事責任の解釈指針の先に、**具体的な法改正案**まで政府が検討しているかどうかは、今回確認できた一次資料からは明示的でない。
- 日本の裁判例として、**「声そのもの」を正面から判断した確立判例**はなお限定的であり、今後の下級審実務の蓄積確認が必要である。
- プラットフォーム削除実務において、どの程度この報告書案が社内基準へ反映されるかは、各社のポリシー更新を追跡する追加調査が必要である。

1 9 62 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00412.html

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00412.html

2 11 <https://b.hatena.ne.jp/entry/s/news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015187371000>
<https://b.hatena.ne.jp/entry/s/news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015187371000>

3 5 7 17 18 19 21 24 32 33 53 55 63 <https://www.moj.go.jp/content/001467268.pdf>
<https://www.moj.go.jp/content/001467268.pdf>

4 34 <https://arxiv.org/abs/1806.04558>
<https://arxiv.org/abs/1806.04558>

6 16 48 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html

8 20 35 <https://www.moj.go.jp/content/001463284.pdf>
<https://www.moj.go.jp/content/001463284.pdf>

10 https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00820.html
https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00820.html

12 22 https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000522119.html
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000522119.html

13 <https://mainichi.jp/articles/20260713/k00/00m/040/346000c>
<https://mainichi.jp/articles/20260713/k00/00m/040/346000c>

14 <https://b.hatena.ne.jp/entry/s/news.yahoo.co.jp/articles/1b75ad4ad323ee4f25e2a6ef6c2262bc2d96a993>
<https://b.hatena.ne.jp/entry/s/news.yahoo.co.jp/articles/1b75ad4ad323ee4f25e2a6ef6c2262bc2d96a993>

15 <https://b.hatena.ne.jp/entry/s/www.47news.jp/14616849.html>
<https://b.hatena.ne.jp/entry/s/www.47news.jp/14616849.html>

23 <https://www.moj.go.jp/content/001463286.pdf>
<https://www.moj.go.jp/content/001463286.pdf>

25 41 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81957.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81957.pdf>

26 27 <https://www.moj.go.jp/content/001463267.pdf>
<https://www.moj.go.jp/content/001463267.pdf>

28 51 https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-11
https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-11

29 <https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>
<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>

30 <https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>
<https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045>

31 46 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shozo_koe.pdf
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shozo_koe.pdf

36 60 <https://www.nist.gov/publications/reducing-risks-posed-synthetic-content-overview-technical-approaches-digital-content>
<https://www.nist.gov/publications/reducing-risks-posed-synthetic-content-overview-technical-approaches-digital-content>

37 <https://arxiv.org/abs/2408.08739>
<https://arxiv.org/abs/2408.08739>

38 56 <https://c2pa.org/>

<https://c2pa.org/>

39 61 <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.100-4.pdf>

<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.100-4.pdf>

40 <https://cyber.harvard.edu/people/tfisher/1988%20Midler.pdf>

<https://cyber.harvard.edu/people/tfisher/1988%20Midler.pdf>

42 59 <https://www.fcc.gov/document/fcc-makes-ai-generated-voices-robocalls-illegal>

<https://www.fcc.gov/document/fcc-makes-ai-generated-voices-robocalls-illegal>

43 <https://www.doj.nh.gov/news-and-media/steven-kramer-charged-voter-suppression-over-ai-generated-president-biden-robocalls>

<https://www.doj.nh.gov/news-and-media/steven-kramer-charged-voter-suppression-over-ai-generated-president-biden-robocalls>

44 54 58 <https://www.tn.gov/governor/news/2024/3/21/photos--gov--lee-signs-elvis-act-into-law.html>

<https://www.tn.gov/governor/news/2024/3/21/photos--gov--lee-signs-elvis-act-into-law.html>

45 <https://jp.wsj.com/articles/behind-the-scenes-of-scarlett-johanssons-battle-with-openai-44ba7d2b>

<https://jp.wsj.com/articles/behind-the-scenes-of-scarlett-johanssons-battle-with-openai-44ba7d2b>

47 <https://b.hatena.ne.jp/entry/s/www.yomiuri.co.jp/national/20260522-GYT1T00290/>

<https://b.hatena.ne.jp/entry/s/www.yomiuri.co.jp/national/20260522-GYT1T00290/>

49 <https://ailas.or.jp/assets/pdf/>

[%E3%80%90%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%E3%80%91%E9%9F%B3%E5%A3%B0AI%E5%95%8F%E9%A1%8C%](https://ailas.or.jp/assets/pdf/)

[https://ailas.or.jp/assets/pdf/%E3%80%90%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%E3%80%91%E9%9F%B3%E5%A3%B0AI%E5%95%8F%E9%A1%](https://ailas.or.jp/assets/pdf/)

50 <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/849/460/37485/>

<https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/849/460/37485/>

52 57 <https://www.moj.go.jp/content/001465324.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001465324.pdf>